

第 11 次

大分市交通安全計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

“笑顔でふれあう無事故のまち おおいた”

大分市交通安全対策会議

ま え が き

本市は、昭和46年に大分市交通安全計画を策定し、以来10次にわたり計画の改定を図るなかで、各関係機関と連携しながら計画に掲げた様々な施策を展開し、総合的な交通安全対策の推進に努めてきた。

その結果、本市の年間の交通事故による負傷者数と死者数は、それぞれ昭和46年と昭和47年をピークに、その後は減少に転じた。第10次大分市交通安全計画に定める「平成32年までに年間交通事故死者数を12人、死傷者数を2,500人以下に抑制する」との目標達成のため、多くの方々の支援・協力を得ながら、各種の交通安全対策を推進し、平成30年に死者数8人、死傷者数2,240人、令和2年についても、死者数9人、死傷者数1,520人と死者数及び死傷者数ともに目標を達成することができた。

その要因としては、「おこさず あわず 事故ゼロ」をスローガンとした交通安全運動や各種の交通安全活動が、市民総ぐるみ運動として精力的に展開されたことにより市民の交通安全意識が高まったこと、危険箇所や事故多発箇所での交差点改良をはじめ、安全で安心な歩行空間の確保など道路交通環境の整備が進んだこと、さらに交通安全施設の拡充や効果的な交通規制が実施されたことなどが考えられる。

近年の免許人口・車両台数の増加や生活様式の多様化、高速道路網の整備進展による交通アクセスの利便性から交通量が増加するなど急激な変化を示す交通社会の中にもかかわらず、各種の施策の取り組みにより、交通事故発生件数や負傷者は、平成18年以降いずれも減少傾向を示している。

しかしながら、超高齢化社会を背景に、第10次交通安全計画期間中の交通事故死者数に占める高齢者の割合は59%と高い率を示しており、今後も憂慮すべき事態になっている。

こうしたことから、交通事故の防止は、市民一人ひとりが全力をあげて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題と認識し、人命尊重の理念の下、子どもや高齢者、障がいのある人をはじめ全ての市民の安全を守るため関係機関・団体や地域との連携を図りながら、総合的な交通安全対策を従前にも増して積極的に推進する必要がある。

このような観点から、第11次大分市交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間に講ずべき交通安全対策に関する施策を定めたものである。

交通安全に関する施策は、多種多様にわたり、相互に密接な関連を有するため、行政・関係機関・団体は連携を深め、総合的かつ計画的に実施するものとし、同時に市民生活に直接係るものが多いため、施策の推進にあたっては、市民の十分な理解を得るとともに、市民との協働の下、その効果を高めるよう努めるものとする。

目 次

計 画 の 構 想

1	目的	1
2	対象及び範囲	1
3	期間	1
4	基本理念	1
5	基本目標	3

第 1 部 道路交通の安全

第 1 章	大分市における交通事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向	4
第 1 節	大分市における交通事故のすう勢	4
第 2 節	交通事故の抑止目標	9
第 2 章	道路交通の安全についての対策	10
第 1 節	今後の道路交通安全対策を考える視点	10
第 2 節	講じようとする施策	15
1	道路交通環境の整備	15
(1)	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	15
(2)	高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	18
(3)	幹線道路における交通安全対策の推進	18
(4)	交通安全施設等の整備事業の推進	22
(5)	高齢者等の移動手段の確保・充実	24
(6)	歩行者空間のユニバーサルデザイン化	24
(7)	無電柱化の推進	24

(8)	効果的な交通規制の推進	24
(9)	自転車利用環境の総合的整備	25
(10)	ITSの活用	26
(11)	交通需要マネジメントの推進	27
(12)	災害に備えた道路交通環境の整備	28
(13)	総合的な駐車対策の推進	29
(14)	道路交通情報の充実	31
(15)	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	32
2	交通安全思想の普及徹底	34
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	35
(2)	効果的な交通安全教育の推進	40
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	41
(4)	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	47
(5)	地域における交通安全活動への参加・協働の推進	48
3	安全運転の確保	49
(1)	運転者教育等の充実	49
(2)	運転免許制度の改善	52
(3)	安全運転管理の推進	53
(4)	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	53
(5)	交通労働災害の防止等	56
(6)	道路交通に関連する情報の充実	56
4	車両の安全性の確保	58
(1)	車両の安全性に関する基準等の改善の推進	59
(2)	自動運転車の安全対策・活用の推進	61
(3)	自動車アセスメント情報の提供等	62
(4)	自動車の検査及び点検整備の充実	63
(5)	リコール制度の充実・強化	64

(6) 自転車の安全性の確保	65
5 道路交通秩序の維持	66
(1) 交通の指導取締りの強化等	66
(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	67
(3) 暴走族対策の推進	68
6 救急・救助活動の充実	70
(1) 救急・救助体制の整備	70
(2) 救急医療体制の整備	72
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	73
7 被害者支援の充実と推進	74
(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等	74
(2) 損害賠償の請求についての援助等	75
(3) 交通事故被害者支援の充実強化	75
8 研究開発及び調査研究の充実	77

第2部 鉄道交通の安全

第1章 鉄道事故のない社会を目指して	78
第1節 鉄道事故の状況	78
第2節 近年の運転事故の特徴	78
第3節 交通安全基本計画における目標	79
第2章 鉄道交通の安全についての対策	80
第1節 今後の鉄道交通安全対策を考える視点	80

第3部 踏切道における交通安全の確保

第1章 踏切障害事故のない社会を目指して	85
第1節 踏切障害事故の状況等	85
第2節 交通安全計画における目標	86
第2章 踏切道における交通の安全についての対策	87
第1節 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	87
第2節 講じようとする施策	87